

教育カードローン

(2022年4月1日現在)

1. 商品名	教育カードローン
2. お申し込みいただける方	<p>(1) お申し込み時の年齢が満18歳以上65歳未満で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方</p> <p>(2) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方</p> <p>(3) 安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方</p> <p>(4) ご自宅もしくはお勤め先が沖縄県内にある方</p> <p>(5) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方</p> <p>※契約社員・パート社員・自営業の方も一定の条件を満たせばご利用いただけます。詳しくは窓口にてご確認ください。</p>
3. お使いみち	<p>・ 申込人本人または2親等以内の親族^{※1}が在学する各種教育施設^{※2}（幼稚園から大学・大学院・専門学校・予備校等）への納付金や、入学または在学するために必要な以下の教育関連資金等にご利用いただけます。ただし、個人の趣味に属する施設および家庭教師・個人授業・少人数の塾等は除きます。なお、既にお支払済みの教育関連資金につきましては、お支払い後6ヵ月以内の資金を対象とします。</p> <p>※1 お申込される方と同居している場合、法的な婚姻関係にないパートナーのお子さまの教育関連資金にもご利用いただけます。</p> <p>※2 各種教育施設とは、教育基本法等、法に定められた教育施設・機関の他、各種専門学校や予備校等になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(教育関連資金例)</p> <p>(1) 幼稚園から大学院・専門学校・予備校納付金（受験料、入学金、授業料、保護者会・同窓会・後援会・学生自治会費等）</p> <p>(2) 塾・講座・通信教育納付金（入会金、受講料など）</p> <p>(3) 付随する教育資金（教科書・参考書等の学用品代、仕送り、就学のためのマンション・アパート等の敷金・礼金・家賃・光熱費等、留学のための渡航費用等）</p> <p>(4) 他金融機関からの教育ローンの借換費用</p> <p>(5) ビジネススキル向上のための資金（資格専門学校納付金等とし、趣味に属する内容は除く）</p> <p>(6) 通学に係る交通費用</p> </div>
4. ご利用限度額 (極度額)	<p>・ 10万円以上、2,000万円以内（10万円単位）</p>
5. ご契約期間	<p>・ 1年毎の自動更新（更新審査がございます）</p> <p>※（一社）日本労働者信用基金協会保証の場合、ご利用期間、元利金ご返済期間合わせて20年以内となります。ご利用期間の上限は7年とします。</p>

<p>6. ご融資金利</p>	<p>【変動金利】</p> <p>(1) カードローンご利用期間中（在学期間中）</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出金の金利は、既往貸出分も含め、当金庫が定める「教育ローン（カード型）基準金利」を基準に年4回見直しさせていただきます。 <p>〈新規・既往貸出金利〉見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="395 427 1437 600"> <tr> <td>(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 3月1日 ⇒ 5月1日</td> <td>(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 6月1日 ⇒ 8月1日</td> </tr> <tr> <td>(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 9月1日 ⇒ 11月1日</td> <td>(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 12月1日 ⇒ 翌年2月1日</td> </tr> </table> <p>(2) 元本金返済期間中（ご卒業後）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫が定める労金無担保貸出基準金利を基準として、毎年2回見直しさせていただきます。 見直し基準日と適用日は以下のとおりとなります。 <table border="1" data-bbox="395 813 1437 898"> <tr> <td>(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 4月1日 ⇒ 6月約定返済日の翌日</td> <td>(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 10月1日 ⇒ 12月約定返済日の翌日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 返済額は金利変更の都度、見直します。それぞれ、4月1日見直し基準日の場合は、同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の毎月返済日より新返済額に変更されます。 新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。なお、当初の借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 3月1日 ⇒ 5月1日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 6月1日 ⇒ 8月1日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 9月1日 ⇒ 11月1日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 12月1日 ⇒ 翌年2月1日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 4月1日 ⇒ 6月約定返済日の翌日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 10月1日 ⇒ 12月約定返済日の翌日
(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 3月1日 ⇒ 5月1日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 6月1日 ⇒ 8月1日						
(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 9月1日 ⇒ 11月1日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 12月1日 ⇒ 翌年2月1日						
(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 4月1日 ⇒ 6月約定返済日の翌日	(見直し基準日) (見直し後利率適用日) 10月1日 ⇒ 12月約定返済日の翌日						
<p>7. ご返済方法</p>	<p>(1) カードローンご利用期間中（在学期間中）</p> <ul style="list-style-type: none"> お利息のみをご返済いただきます。 <p>※お利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎月最終借入残高に対して、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。</p> <p>(2) 元本金返済期間中（ご卒業後）</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の2通りからお選びいただけます。 <ol style="list-style-type: none"> 元利均等毎月返済 元金を一定額にして毎月、ご返済いただく方式です。 元利均等毎月・ボーナス併用返済 元金を一定額にして、毎月とボーナス分（年2回）を併用してご返済していただく方式です。ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。 <table border="1" data-bbox="400 1765 1433 1912"> <tr> <td>元利均等返済とは、毎回支払う元金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。</td> </tr> </table>	元利均等返済とは、毎回支払う元金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。					
元利均等返済とは、毎回支払う元金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。							
<p>8. 保証</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 						

9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料につきましては、お客様のご負担となります。 ・ご融資金利に保証料率が上乘せされます。 ・保証料率は当金庫への加入形態によって異なります。
10. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
11. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・融資事務手数料は不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書(残高等)発行等の場合には、手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。
12. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】0120-602-040 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時(祝日および当金庫の休日を除く) なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.okinawa-rokin.or.jp
13. 紛争解決措置 (第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。 ・また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。 ※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時(祝日および当金庫の休日を除く)
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。 ・なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。